外國叢書

十一

異國

和書門
類
三五二九四號
函
架
三〇冊

內閣文庫
和書
類
三五二九四號
三〇冊
一八四函
一三架

409
閣
4·31

内閣文庫

番號	和 35294	
冊數	30 (11)	
函號	184	267

共三十

国立公文書館
National Archives of Japan

閲
四〇九

外務省
用史料

外國記聞

定西法師乃話

元和年中江府ニ定西ト云禁門ニ三代七十有餘年
間ヒトリ木綿乃袈裟ヲ着シ一切ノ物ヲ捨テ
外ニ居ラズ物乞ヒヲ捉ヘテ用ヒサセ
ラルヽ江府ニ来リ其歳寺乃門ヨリ入テ行
此定西常ニ紙ヲ帯ヒ物ヲ問ヒ定西ヲ尊ク乃
ヒ公者トハ第九ノ法皇ノ御ヒ
ヒ中ニ〻すいう某ヒ乃某ヒ尊ク白ク坊

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

寺り金堂を聖武帝の御願乃人乃いと毎に御とゝ八ゝ乃
宇治乃ゝこゝへゝ御願乃ゝ寺と申ゝ乃ゝ所を
始り五乃塔を御願ゝ御願ゝ申ゝ乃ゝ所
人乃ゝ今御願を公を宇治乃ゝ
ゝ乃ゝ又ゝ乃ゝ乃奉公を以ゝ
ゝ乃ゝ
ゝ乃ゝ
ゝ乃

又こゝもとに書くゝ源一平出船乃屋をかりて
いとゝ仮設なんしもの[illegible]
清き唐人源の男乃天母の中[illegible]
又右乃人婦乃[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]

法眼を召て今一分之事ハ[illegible]
四月日[illegible]此志意ハ酒肴等を拵ら法眼ハ帰
[illegible]相[illegible]
[illegible]法眼ハ[illegible]日ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

在内ニ而[illegible]
相成候ハ[illegible]
和[illegible]
作志[illegible]
[illegible]
の始末 十二[illegible]
[illegible]
利[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

此三月の頃 九条殿より別殿宮の子を氏長の母
に[illegible]石の[illegible]ものよりの[illegible]日本の人よりも
[illegible]を作りよりて[illegible]を動[illegible]きて[illegible]
[illegible]く[illegible]中[illegible]
[illegible]二三[illegible]
[illegible]
[illegible]石の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

さて年乃極を十わりへてもさすがに左右よ侍七十人
ばかりと並ひ居りさて屏風乃絵よりも楊貴妃
のかくよ思ふ長年乃間ふれ有ると人一人后乃岩を
外し給を付さすを見乃大さ十ばかりの人足程よ
なくてうちくもて后乃ゆを絵んとなびよ
中く難きわざなりく又てれすれ者を仕出さ絵を
なくすと思く過てうり向ものと違れく帰りられも
まるもいとけんあるれ仕事すくに御様あれ
家内のうちもの中うれるものよ祝儀をいつよ祝儀をあるとも
宮上夜のうれよ彼乃り事后乃ゆ事ゆ外よ
わきわらすくうれ有を湯を三ばかりうてまよ

わうれ間ものを食ものれしとよりたく悦ひもと芸事ものれ
まるものを四方分わく考妙事のれ只神仏乃仕業よと
無をれかりうを様乃彼志をくはり酒をもよ食飯ものと
為ひ仕れくもく事れ又父公乃ものうもいとん乃彼く悦ひ乃
彼乃ことを日を芸事をて為めと一又外乃事をて殿へ
上れ殿乃れ日を除わうをまひ食をさうをて丈うハ殿へ
事をと六ケ敷事を清くものよ事ものくて様を
ものうれ事仕事くを日乃事よ遊と事をものよ家ものく
ばかれ面白ものしと思ひ法眼乃ものとを外ばる
まうり乃様をく此方彼を乃様巳酒者を為れるものを乃
ものを彼乃后乃体をうり国をうりの乃彼乃日をうり遊く

[illegible]

[illegible]

[illegible]

かくすべし又彼を[illegible]仙人の商賣を[illegible]
[illegible]汗乃二歳出家[illegible]
[illegible]后妃乃に中を極[illegible]
[illegible]出し以此出乃裝束を[illegible]出人乃[illegible]
上を他邦乃人[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

きり町ほど郡庁の西門より郡庁の長さ四町ばかり
里程をかりとらんとせしに郡庁の
まへ一つのこれを元の乃ち建物なり
こゝに四ひろ四方ばかりなる乃ち
ゆ屋なり此をいうなり
ゆ屋の人の旅館なり
しかるに元の家人乃ち
ゆ屋なり其乃ち用を
合めまつらんとせし命婦乃ち
ゆ屋を設し家人
を決乃ち元より
書
又家毎に書を
給ふを語りかたらんとせし
また過りかきつゝ郡堺乃門を大佛乃西をとゝれりかきく
出羽へを人行かねもしかるとやんを初すれは
すれを以へこを家又育ちれハ何の中書も
出すれ又先をも
志れり初めを知りれ結婚より出仕神元年の作る
所をきれる又元をこれを家乃ち
灯地一つ又元をこれの所
紙をもかり屋乃ちくれ
童信塙乃石水をと川
きりいつれをいつれとこれ
仮初のまを四乃屋をもゝ
孫のうちとしまつり結出乃仕者ハ四ひろ

扣高よりしるし沙汰編纂の時日本乃西海
麻布乃價より安く郡より長さ凡五十日乃
ゆくゝ海陽より渡れる過て宇治と云山乃
日本乃比叡山乃如し其宗乃面目乃異なる
源平乃初れ年毫乃出家乃師と禪僧乃
うと福建乃某乃名所を宇治と云ひしと思ひ出せり夫より
東乃名所を宇治と云ひしと思ひ出せり夫より
海陽より渡りかれうれ乃永住を出せり
帰さて天竺より風も十分なく夜五日より
琉球国より帰り乃男船乃ありて日本へ配所
乃利を以て行ける此乃命乃此乃年歳

より乃高い船より低く法眼乃涙へ流れ給
乃如き乃ひとりを高く以ひ唐ありとかなわく送り
又母の恵へも思ひ出せり年毎の日本人を高ひ
乃ゆくよ思ひ乃ま当天と琉球人も今泥を信し
乃ゆく初まれ内より如子一人を備乃琉球を赤城天女乃
恵あり男子より如の恵の風俗乃氏神乃
社を祭西八良為朝を祝ひ初乃今より八節此雷子乃
乃と矢社乃井より若盛人乃ゆくれを穿撃
を当れまは弁殺矢乃神初より巫女あれ乃
さゝく大き船を速く乗り人を乗せ乃船より
盛せしものより宮乃御巫遣て使乃盛人といふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

用を注ぎ[illegible]仕れ為れ御船を発し[illegible]
の美しい[illegible]れを許されす[illegible]日和人と[illegible]
船乃[illegible]御船を[illegible]
さしはとく許されり時さ乃[illegible]
此由[illegible]
[illegible]
志[illegible]
船を出し[illegible]此度[illegible]
琉球[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]
[illegible]

琉球へ渡り居乃日中乃紙を出さ[illegible]
高ひ物を[illegible]
市場を法眼を[illegible]
[illegible]
[illegible]
高人[illegible]
[illegible]
[illegible]

人まり石かよ沈山出馬く宮つ[illegible]鞭こ[illegible]
逆西乃書肖者ろれしく吟出され沈山乃ゆ
ものりりぬ家一人乃姫を年十六ゆれ付を縁り
しは石ろこれを中すく押く逆人ゆれぬさ沈
ひしりるゆ石見ものを龍也と
ろしこれるれく家を金沈す国のの沈山乃ゆ
大方ら家よ沈ゆれる沈ゆ瓶沈ゆく求ゆ方と
胴胡乃花乃を石ん中ゆ抜ゆこ中ゆ姫さを賓
ものりく尚府く西百枚を与ん[illegible]支ゆ舎ゆ家
ゆれ方く西沈ら西沈ゆ西沈ゆ花ゆ金乃
家子市ゆ乃家具共人ゆ抜ゆものゆれ八ゆ賓ゆ

抜ものりのゆ[illegible]ゆ沈山ら沈西乃西堂ら乃家ら
石ゆれ八西郷ゆ西郷ゆ山ゆ夫を称ゆく家ゆ
郷を家ゆ中ら乃ゆ人ら出ゆは月乃ら中ゆ石ん中ゆ
西沈ゆ沈ゆく中ゆ西ひ沈ゆれ中ゆ[illegible]
瓶沈乃ゆを沈ゆく大明西ゆ義姫主郷ゆ人
馬ゆ月乃西沈を止ゆ使者郷ゆ家源ゆれ義経の
面郷多庫無庫沈家ゆ久書ゆ中ゆ思ひゆひ瓶沈と
中沈西責沈ゆ国ゆものゆ郷ゆを国ゆ沈ゆて
鎌倉沈家人石見ゆ[illegible]ゆ国西家大沈ゆく出今
ゆれ八瓶沈の人ゆ地獄ゆ仏ゆれ沈ゆ中ゆ
ゆく抜ひ沈ゆゆ高ゆれゆ中ゆ高ゆれゆ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

年数を経へ候へハ天文十九年庚戌の年より
廿年の年ハ御紙十二年ニ成ル天正ニ成ル
又元和九年乃至七十年ニ成ル年を経へ候へハ
天文廿三年甲寅乃年より廿年の間ハ天正乃
改元御ゝ座候ゝ廿一年ニ成ル
御紙面の数ハ廿一年ニ成ル
廿九年の間ハ天正十年也又
神祖の時代ニ成ル慶長八年癸卯
の年より寅年ニ成ル八年ニ成ル
年度ハ義久様乃御紙を取ハ慶長十四年
已酉ゝ寅年ニ成ル十六年汁乃間ゝ廿四年ニ成ル十六年

度成乃年より義久様御紙を拝ゝ
迄ハ年数ハ四百五十七年ニ成ル
御紙ハ天正ニ成ル
拝ゝ
天乃御紙ハ廿九年を経へ
乃ハ
御紙ハ
を経へ
高ゝ
寅を
神祖
南部
年

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

出し相談を尽くし兵に乗換申候ては
相成まじきと云て四人は四郎源太
相と為分よりと仕形をしてゐる
は他人所にも高ひ乃者共
人参乃三所を為へ
さるは兵を乗しとして
乗り業内すると鶴乃時
波三人のもの乗り申酒食をこと
と四十四人乃内大波三人ゆ川内山へ
乃相見を酒上すく新風遣一時あり酒申人投入れ
うれく九郎ゆ十四人と行ゆ 萱 青山

ゐれハかく新所ゆ人参乃所をとる四人ゆ
とせ内ゆ人清ゆ人青山さ
ハ富ゐれさりしゆ波乃内
彩く四十四人を射殺す
乃相見を酒上すく棒一和を
新くハ人逃散しを追
十二人のものを青山
しゆ彩を捜しく捌捕
五百人ゆ乃人数四ひ
九千人ゆ乃ゆ
参相ゆ新ゆのものを彩
ゐれハかく新所ゆ人参乃所をとる四人ゆ新
とせ内ゆ人清ゆ人青山さ
ハ富ゐれさりしゆ波乃内
彩く四十四人を射殺す
乃相見を酒上すく棒一和を
新くハ人逃散しを追
十二人のものを青山
しゆ彩を捜しく捌捕
五百人ゆ乃人数四ひ
九千人ゆ乃ゆ
参相ゆ新ゆのものを彩

船長国四郎云々船中にて船中にて
[illegible]の[illegible]れ十四歳の小童のみなる船頭
船人焼打を投ぜられ海へ入溺死せしもの
射殺されしもの多く船員を捕へ
内二人逃り助け揚げ二人とも生ひ
捕へられ十三人のもの一所に縛り合わせ
生け置くものを[illegible]
[illegible]
[illegible]
又彼士官きき人[illegible]十人[illegible]
[illegible]

一書云宮神叔を[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一書ニハ三ツヲミニサツト記又ミニサツの銘人数あれ酒人民の巻数ありて酒と赤牛ありしれハ四日ニ牛ハ四日ニ牛ハ酒ハ酒ハ四日ニ牛ハ酒ハ四日ニ牛ハ酒ハ四日ニ牛

[illegible]

一衣服ハ紙屋ノ[illegible]神[illegible]ノ[illegible]

[illegible]ノ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

一[illegible]ハ絶[illegible]ハ一[illegible]

[illegible]ハトコロ[illegible]ハ[illegible]ノ[illegible]ハ[illegible]ノ[illegible]ハ[illegible]ノ

[illegible]ことの人も雪の[illegible]を無[illegible]ハ[illegible]
[illegible]りし所家を[illegible]し節を所人[illegible]地を[illegible]
[illegible]を[illegible]し[illegible]を致す[illegible]
[illegible]
又ハトロアンスをキウアンスの[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
改[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一まるよシイアンス年三十三[illegible]
[illegible]人[illegible]
タククスイトウヤイツイ[illegible]
[illegible]くの友人[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

アンスル出ス アンス是を警戒し其冷酷なる所為

[illegible] 能く紀し以て夫の[illegible]人へ

[illegible]を保する事しを

一死刑ハ行ハル罪人ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

上書ヨリアニトマイトリ大
名の第へ拾九〜拾馬ヶ騎
をえらびとる

繼いたすべく此儀を
一異見をお邦乃さねめを初めのわるる儀を拾人匹
ゑまゑ〜繼付〜ものゝ
一馬ヶ騎乃内自在ゑ中〜中乃ゑ中ゑ
ゑ〜ゑ馬ヶ騎乃ゑ中ゑ
馬乃仕付宜ゑ人乃ゑ
ゑすべ所を一人ゑ
其徒歩乃内いうまを雲ゑ乃ゑ
拾人ゑ切ゑ
ゑ〜ゑ支ゑ
弧弓乃ゑ

奉セすさんとたのゝ
給ますべ何を雲乃〜稗乃ゑ
乃ゑを細ゑ刻ゑ
食すべ
一軍法を先ゑの書藉ゑ民部乃小弐ゑ
奥通會ゑ
ゑ乃ゑ人乃ゑ
を為ゑ
軍事ゑ今をゑ
家法乃ゑを
罪ゑ

ゑ〜ゑ支ゑ
ゑ〜ゑ又夜ゑを
乃ゑ乃ゑ
ゑ〜ゑ

付死すれば人とも共に生きて行くべき事を願ひ
ものを金銀を取り又強奪して通りしものを
罪に行はれし事の國所に取りしものを
行はるる所上古は戰場に奇を捨て功を論ずる
を以て也　所謂雜組に行はれし故
金銀を以て也
一大名を以て人を家臣とす十人廿人の下人を仕へ人を
召抱へ人の組法規を設の勝ひの法を立て
用ひる事を要とせ也　夫婦とも
世間の風俗のなり
一世法乃人を夫婦望む時に形を
肌を乃上に義俠の入り情を思ひ切て色乃方を裏し表に
紛綾紗子世界の織物を分け給を
大名を以て人を人をトニとして義免の財を
為にする是を一川の價を面白くもなり
羊の皮帽乃民ちを用ひ中ごろ
一事行を以て人を人部の言葉も世に
用ひ乃義理を武道乃心を
所なり雜組也世に乃世の
いとなれさ
一雜組より帰国中を彼人を行れ軽乃家を
世世を第を世世を人上古に
常の法を常を也

一書より研理の仕方を八奥を
飲肉を水を
中を所く
書類を味の
紙八常に

一雞鞭也所〻神社の神輿渡御の時仕舞場を設け
[illegible]
不用の時〻は[illegible]
[illegible]
無[illegible]宮也[illegible]雞鞭の神輿乃神を自宅に出し其儘
清潔りの所[illegible]
一雞鞭と唐[illegible]の如く存[illegible]三四寸[illegible]
[illegible]
をしとゝ[illegible]
相道[illegible]
石火矢数十挺を仕[illegible]

一書云雞鞭の郡〻[illegible]
[illegible]
[illegible]

一中京より南京へ雞鵶乃多く入り所々
所の名を中ゝ御ゝ之利益ゝ猶ゝ雞鵶乃
風俗ゝ換へしゝ
を望ゝ遠ゝく正しゝ
明れゝ
一唐国を某山ゝく白米を以物を交易すれゝハ
家ゝ立日の所を銀子一両ゝ白米一升ゝ換ゝ
（年大明と会義中元史ゝ京の價ゝ）
一文字を唐国ゝ用ゝ雞鵶ゝ
一中京より南京へ行ゝ
所れゝ此国ゝ大河ゝ雞鵶ゝ

一吉七月十四日ゝ十六日ゝ
三日の内ゝ御行ゝ
ゝ

改服付ゝ乃宗門中ゝ
行ゝ乃中ゝ
中京へ行ゝ
唐国の人ゝ
一正月の祝ひを
祝ひ申ゝ
人ゝを
踊ゝ
祭ゝ
一唐国雞鵶乃寺ゝ多ゝ

一ゝ乃軍勢を南京
ゝ乃男女南京へ
ゝ
ゝ
ゝ

一二三四五六七八九十
疑 今日 明日 明後日
日 月 月の出 月の入
朝 夕 食 飯
小豆 汁 粥 酒
焼 鱠 味噌
菜 バサイ 茄子 牛蒡
馬 牛 馬を牽く
馬を牽かせる
輿 ハトロ

紙文を積み重ねて袋に入れ、家伴を南へ行くキヒトツと唱える
一小京より朝鮮国乃堺まで三百五十里
堺より幅二三丁の河あり
乃上を人馬共に渡る
海山あり 山路 昇り 朝鮮の地所 大河の流三つあり
一竹内茂兵衛 小童 雑煮 広座の座を能く見
へし人を行き抜人くも彼を アナキトクリウと名付
きり アテキとも童とも トクリウとも通称とも
家く奉行所へ出 又町家へ出 人数 出
日本のものを大事 伺 指図 出
別段 通す 行 伺 出

鶏 北キイ 犬 北イヌ
鳥 北キヤウ 男 北ニヤ
女 北ハヤ 小女 北ホウ
大名 北アハヤ 公家 北クイン
矢 北ヨロ 射 北フク
眼 北ホウ 鼻 北ハナ 口 北ホウ 耳 北ミミ 手 北テ 足 北ホウ
瞬
煙草 北タイ 煙草盆 北タバ
水 北スイ 火 北ホ
湯 北ヤクスイ 塩 北オホリムウ
川 北ツウ 猿 北ウハイ
柳樹 北ヤナギ 花 北ハナ
地 北ヤ 人 北ヒト
人の男女 北ヨツコウ
北京のよし 風 北モロコ
雑組 北京のよし 風
ヤツコウ ヤツコウ ヤツコウ
雑組 ハ 在 多 人 の 云
ヤツコウ ハ 在 多 人 の 云
一 頭 ハ 雑組 ハ
京 近 遠 一 人 ハ
ヤツコウ 多 人 の 云

雑組の事別せしに代重宝なる雑組のものなる七十八日出の
ものなりとなれば遠ひなり
一小京滞留中八仕宅を設られ 沢山人三人を附られ一金
一日白米一升 下男の肉一斤 麦の粉 酒 白米 大
麦二升 郷 薪 葉 菜 味噌 塩 小日用の品
日々 渡り 又 衣類 洗 市 乃 夜 蒲団 本 綿 帽子 肌袴 上着
紙 米 七 渡り 又 地所 出 三 渡り 米 乃 麦 肌着
肌袴 帽子 帽 皮 帽 皮 沢山 渡り 羊二十疋 酒 肴 代
一雑組 由乃那所 ハ 一人 ナ 大 ナ 三 天 程 乃 程 二 程 乃
長 一 程 乃 一 程 乃 外 毎 年 莫 代

推く蓋又一船より酒樽六七十を積
まね出さん量なれば此方より出さん
四方からの船一人宛に二船ずつを出さんなれば
羊れの国元の六十五人へ
[illegible]一つ宛一筋於本船一反宛一疋筋出
本船出船ゝ船ゝ船ゝ
一へミンサツと中大夫乃ち人へ酒肴を遣し盛出船
白薬彩出船ゝ船ゝ船ゝ
一トウ子ニキとしよ所乃地酒としよ人へ酒肴乃ちくだし
命二出津船十五連米出船千鶴二百枚酒樽
一宗家の役人船解の日本船る船ゝ古川伊蓋ゝ

以鶴流の流八国田[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ゝ

酒一駄 椎茸一斗 焼酎一樽 百枚 蚊帳五十束 合米弐十斗 同麦
廿束 煙草三十箱 [illegible]

尾張国 [illegible]
[illegible]十四人 [illegible]
うゝ 御朝 [illegible] 流
尾張国 智多郡 [illegible]
十四人 [illegible] 文八年 九月九日 [illegible]
[illegible]
[illegible]十五日
[illegible]

[illegible]

[illegible]
日二乃盃より二口程沖へ出られ主[illegible]
[illegible]
綱二房を[illegible]八十[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

帰し呉へしと仕候しに又七郎八こゝよハ百石斗乃
ものと相成候ハ引船乃儀ハ能仕候ハ働き難き日
なくとも日和ハ帰し申候と仕候ハ
立帰りこゝを船せしに能とたくを仕候ハ
二人乃人乃夜接ぶ紙の所へ乗り別こゝ奴僕乃
如く仕れ居申候しに国の事ニ月ハ未だ船中へ
出れ申ニ乃又人乃者れハ船くを分申候帰り
ハ船くを分申候ハ能くさくを仕候ハ
そしの源兵衛ハ行方乃者ハ国へ遠ざ申
しの所乃者ハ編乃事ハ遠ひ申れ
らを相しまの者乃者れ之もの乃者

ニ月船を出しセーラニ二十日平り迄廻り帰り申れハ
ものハ乃者ハ二月乃末船を出申
国へ行しと見れしくも四月より中を
乃者ハ乃者乃者乃者乃者乃者
相しく番人乃者ハ番乃者乃者
赤報しを乃者ハ乃者ハ乃者
年乃者れハ報を乃者乃者
者乃者乃者乃者乃者乃者
一番くハタンの番人ハ常しく
洞海の報乃者しセしハタンの者乃者

[illegible]
家ヨリ二斤ニ斤ヘハ入[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

沈や浮きものなどを船の舷に一板を
横に結ぎ付け綱を手すりの如くに
縄にして結びかけ舟の中に小船を乗せ式天竺乃ちくちく
蛮百里ばかりを渡り日本へ到来ぬ大洋を渡り日本へ到来
発ちて以来一命を失ひ一人帰国の事
のみを思ひ切りて乗り百年を
生延びんとかの人間の道を知ぬ高く朽果んと
居り是迄船破れ海乃底乃塵となり和尚を十二人乃
一段ずつ船を出し神仏の加護ありて日本へ帰り報恩
あり久年よりひとり手ひとり抜ぬいてありて命を天に任せ
ようかくよ同船すべしといへども水に生ずる者く涙

乗りたる者共を縄にて結び
その船へ乗せ海に流しすれば
しばらくの間は流れ居れば
まだ命のあるものと記せり

乗りたる者共を船に
二十日ばかり食物を与へ
芋を船へ乗せたり

乗りたる者共を海に流すとも
沈りけのびんとも培ものなるべくやいれすはるる理なも
船へ乗行同船すべしと土人のものいい合せしを伝聞
流れくる木にすがれまされを伝聞そもせんとるきすもの
一和船も漂出来られ八三月廿四日より十一人乃ものたち
漂流船し日本乃地を北西に少し西寄りと天照乃神
神宝を乗ひしるし乃方として神宝を乗ひて上中旬と神宝
中旬の宝不下旬の宝と神宝を乗ひて上中旬と神宝
を乗しるし乗船乃用意たの思くを船へ入れり
一水桶大小数八ツ船すみを入一ツ
一櫛の実数五十四五是を葉ち一個草十分祝

一斧　一挺　一鑿　二挺

一小刀　二本　是ハ人ニ人ニ于延しもの也　一蒲の穂の敷物二袋　是ハ船ニ袋ハ入ル者也

是ハ人ハメニ人　一丈程の樹織桃

一二尺斗の小船　一四尺六寸の小臺の一樽子の多葉形入十

メ

一去年極月六日ニ坎ハタニ為ル漂着シ七年中の四月也彼国人ニ奴僕乃如ク付レ年ニ三年目ニ十七日愛船新造シ出セ

一去る八四月十日ニ船ニ四和ニ乗レ出ル

一去る四月廿四日ニ出ル

セシニ四月十日ニ船ニ四和ニ乗レ出ル　中ニ四人船ニ乗ル者ハ

上ケ乗リ也ニ　大洋ニ出ル　十二日廿二日

ニ出レ為ル　此ハ南京の人ニ　此ハ南京ニ出ル　此ハ南京ニ出ル

ニ出レ為ル　此ハホウトフ山ニ　此ハホウトフ山ニ

ニ出レ為ル　此ハ南京ニ出ル　此ハ南京ニ出ル

三年目ニ器風ニ遭ヒ八タンと云フ島ニ漂着セリ彼島人
船ニテ薪水ヲ給シ其ヲ奪ヒ船ヲモ打破リ奴僕トナシ
使ヒ二年目ニ其ヲ盗ミ船ヲ造リ密ニ家ヲ出ル
漂流セシ日和乃船ハ日和乃船ニ比シ小ク脆ク
シテ海ヲ渡ル能ハス八タンヲ代リ造リシトテ造リシ
ヒケレハ
中ニ会稽ニ達シ其ヲ出ル者ヲ為ニ財ノ多キヲ
ヲ船ニ乗ル為ニ船ヲ漕行ル者ハ市ヲ行
シ船ニ乗ル者ハ前ニ財ノ多キヲ
漕行者ハ又其ノ多キヲ為ニ
一茶七八升
一塩辛四五升

一竹ノ子漬カ
一塩漬ノ莫二十斗
一方計 一
一巻煎 一把 是ハ船ノ名ニ一 計茶ノ
古ノ外出帆ヘノ船ハ経図ヲ常ニ南ヲ行ケレトモ
別懐ニ七神ノ像ヲ上乃ニ威光ヲ
用ヒテ西ニ向テ進ム船ハ西ノ方ニ
ヲ日和ヘ帰リシ船モ
船ニ入テ西ノ出ル船ハ
ヒケレトモ
一此度ノ日和待帰船モ内小船十二人ノ人ヲ乗日和ノ国ニ

一杉板二枚 是ハ船ノ付物ヒケル
一莖菜少シ
一古米 銭ニ五ツ六ツ
一茶灌 一 日和ヘ取遣ヒシ
一蕪 一把

其ゝ[illegible]と長崎又ゝ[illegible]
[illegible]百八十里[illegible]
[illegible]

一計少し　一刺刀　一挺
一挺　一挺
一弟二升　一折の文漬少し

一[illegible]
[illegible]
又ゝの[illegible]

一鍋　一　一弟二升計
一　一　一挺莫少し

一衣類　十

一[illegible]寺院多く[illegible]二ヶ寺[illegible]
[illegible]建[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

六月二日より紀州の沖へ多く漁に出る船の内小船の船より出る者共日和の悪敷海へ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同　大野村　兵二郎
同　村　二九郎
同　村　長二郎
同　大草村　八蔵
同　六蔵
同　兵吉
同　七三郎
同　伊惣
同　六太郎

ノ十一人
外

同　出雲崎村　船長　治郎三郎
同　大野村　長吉
同　出雲村　七郎兵
同　大郎村　久吉

相模国相模川ニ而溺死仕候ハ
漂ひ流れ天竺ヶ浦ニ而ハタ
ニ而ハタ
ハタ
ハタ

[illegible]
[illegible]十一人[illegible]入宇佐[illegible]
[illegible]七月[illegible]日の[illegible]宇佐[illegible]
[illegible]船[illegible]其南[illegible]
[illegible]十一人の[illegible]
[illegible]革[illegible]海道[illegible]
[illegible]人一人[illegible]不及二人又[illegible]十人[illegible]人一人[illegible]杖[illegible]
[illegible]人[illegible]出立[illegible]
[illegible]九月十九日[illegible]
[illegible]志[illegible]
[illegible]流[illegible]
[illegible]一人[illegible]

一書に八月の[illegible]

引渡されぬ

一「八タ[illegible]長八里程の所[illegible]幅二里程の所[illegible]山
[illegible]
一國[illegible]
又南蛮[illegible]
一[illegible]
[illegible]

一書に会稽と云て不分明
[illegible]
又熊と云[illegible]

一[illegible]日本乃[illegible]
[illegible]
日本[illegible]
一[illegible]一ヶ年乃[illegible]

今年の三月より来年の二月まで一年に三十五度
ぬ来其秋冬に四季の変あるなれども殊に
寒中に芝居一座国中の乃三月に京都にて
一仏神に祈る事元来の浮世年中の祈りなれば
特に祭りなるべし
一婚礼葬式いずれも祝儀仏法なるべし
男女顔の中死亡の物のみなりて弔ひに行まれて立者
国へ埋葬まれ
一市中に家数拾万一所の内に入れば門より前乃
石を敷きて中に水を吹く掃除風俗
一家のまわりに二間半より幅の広き縁側

一書に八タンの言葉を以て
家 ロロ 戸 アニ子イ
鍋 ロロ 浅 キトリ
茶 ウクヤ 不茶マルク
釵 タハ 竹 タワラ
暑 コロ 主人カマシ
下人カブ 人 ダイボ
一代 タイロマル
客ヤリキ 紙ノ外ハ
紙 ケキ 子 コドナク
男女ともに夫婦カワボ
伯父 ママ 男 ヨシル

縄 ヒカ 毛 ケ 毛 ケ 毛 ケ 毛 ケ 毛 ケ 毛 ケ
[illegible]
[illegible]
夜昼 [illegible]
出 今 [illegible]
一ハタンの国 一十ニヨイ(コカコイ)と
[illegible] 家八百軒 [illegible] 此二ケ所 [illegible]
[illegible] 五百軒 [illegible] 又ウサと
[illegible] 乃異 [illegible]
[illegible] 乃完 [illegible]
一クトマと [illegible] ハタンより
牛馬 [illegible] 又ハタンより

女ロリヌ　朝工
子島ヲ　天草ヲ
樂モ　イイ　目マタ
崖バイ　ロナク
耳メテイ　鼻リニニ
キトリサ　日ホニ
月ヨウ　陸蕗ホウ
一アウサニ　二ロウハニアウ
四アウホ　五ニニ六アニ
七ニシト　八ナハコ　九ヤイアニ
十ヨウカニ
又バリニハ人間ヲシテ赤ヒ
ムヤニ　アラヤウニカリヤ、
ヨツコキテ、

海上ヲテイラニトいふ島ヨリ家ニテ手鉄砲ヲ持ち
又年ヲ経タル金銀珊瑚琥珀ハタンのヨの部類を
携ヒ彼島ヨ海ヲ渡リ明朝虎珀ヲ換ク帰ル
一ハタン島ヨリ船ヲ出シ一番ヘ船ヲ取ルヒ四日ノ間山ヲ
ヲ見ル事ナク五日目ニ大ニ珊瑚ヲ見ル事夫ヨリ
ヲ見ル山ヲ船ヲ寄セ一ヨリ

女邦乃人唐国住居物語

唐国乃人物語ヲ聞ク
ホニウノニホンノ
風月咲湊ヨリ

先年ニ唐国乃人ヨリ長崎ヘ日本乃人ヨリ唐国ヘ渡海
有申ヲ以ル京都の角倉素庵象列の如ク
船前乃伊勢書簡乃末次船ヲ仕出シ暹羅柬埔寨
廣南東京の諸国ヘ渡リ商ひヲ致シ度書
ヲ持暹羅廣南乃地ヘ行ク日本町と云ふ女邦乃人の子孫
あり其初邦乃人支那渡り利勝ヲ以て行ク
ヲ以ル唐国ヘ行ク元和ヨリ寛永ヨリ
帰帆乃比寛永ヨリ彼船ヲ仕ク唐国ヘ行ク
ヲ見ル此ヨリ渡海ヲ致ス

国くるよりすでに乃人くるふりしを乃ちく三十年ばかりもの
帰帆せんと沖にうかべし唐船へ密買する者ども八幡と沖にて
沖より出され船列府へ送られ八月廿五日より一人を石垣に
とし一人を福州府へ行烟草盆の輝と朱日本烟草袋
煙板を出し烟草を包む袋の内貝売一ツ包也あれハ
唐山の人見を始る煙草三人ありて一人を浙江の内杭州府長
孫ありて此煙草三人ありて日本乃風俗を額を
拭ひ此たりとうるうるる時分ふるる日本の人ふる
又長崎樽津町乃ものと申んすく出る者
いしもの唐船へ密買する代銀出され出を
出洋すれまく人陸をとくく船を待る俗を新風を出

唐山へ行しを出船く漂民元出出船といふ漂民と
ふく彼地へ住居をして法三度杭州寧波府へ書物を
持唐船六七年貴国の弟代より酒を賣買いたし
さるとも本邦也高乃松の酒酒を乃ふくを流
たる乃ふくを出帆船乃入出船まく酒乃書物
袖を志乃り出船まくして又唐山乃人を唐府を同く
酒酒かくして出船ふるを今ふりくるを本邦の小こうく松
嘗い異しを出船又林出輝しを臺湾船乃船の船
出船のもの西人密買よ高りくる新風を出され寧波
府の沖乃船南山の通さを漂海しを所へ乃ふる
船庭へ漂出船へを出船へを七ふくる五日船くを

林家定しゝ唐船の船主和邦人波佐見七郎兵衛
吉崎乃浦ゟ出帆仕り肥中杉板唐船乃
又唐船乃出乃家脚しゝふゝの豊浦へ漂流仕り
我国の事を聞しゝ新参高り福岡府の長崎探
ゝ此船弘毋しゝふゝ所ゝ勤仕ゝ酒典仕候
聞り弘毋ゝ踏ゝ此ゝ又長崎乃ものゝ為
出ゝ和邦ゝ踏ゝ南京の船ゝ和邦
高り私ゝ新参ゝ南京の内油煙ゝ所ゝ
南京ゝ商ゝ勤ゝ新列府ゝ在ゝ和邦
しく為ゝ到れゝ此ゝ寒の為ゝ仕候
す私ゝ待ゝ私ゝ此ゝ和邦乃人ゝ連帰ゝ人ゝ

到れゝ何ゝ船ゝ移ゝ定ゝ廣南ハ
日本町ゝ此ハこの所ゝ
波地ゝ遣り出ゝ南唐船乃風説ゝ新列
立帰仕ゝ又長崎奉行ゝ
伴れ寧列府の内崇明ゝ
物ゝ此只今ゝ山東ゝ
改ゝ又此ゝ
中ゝ七郎ゝふゝ
為ゝ正張百貫又五十匁月ゝ
石ゝ入形行唐船ゝ漕ゝ百石ゝ
天竺の行ゝ

りて船を造り出し海に浮べ出す船の
積荷物を唐人共に渡し船乃ち小船乃ち大い網を出し
賓乃船を船を出す迄に漕ぎ出し水主七助と酒を酌み
彼方を八十度命のごとく言葉なき者共に指図して唐人
共を乗せ家に帰り七助を以て改めて改名と成の内八
郎と名乗り高く名乗りて八郎と名乗る工社（コウシヤ）の氏神
様を拝し密賓船を追ひ遣る間り乗れ申す
なく書くの情りよりして七助を海中へ沈めんとする者
取もしを船をこれを言葉なく乗り組れ投げ捨てる
船りしに成ると言葉りよ人命を惜んで言葉嫌る叫ぶ
いりの船の中船を乗へ言船を追ひしに成日

の間帆を揚げて沖より出でしに小船乃ち
追ひ来りて唐国へ連れて参り泥山と船を参り泥山
寺へ祖手紙一書国を作りて出家と成
いひ入れ内彼の永逗留又西洋の吹出され海賊と
海を乗へ漂ひ参り市れ八重形乃役人見り日本の人を
参り見りて重武より乗り七助これを
乗へ海中へ身を投げ捨て形りこれ
古来邦乃人唐へ居住せ居て寛保八年癸
卯年長崎乃町人金高しこれ密賓密賓
及び唐国の人宿泊りることを以て邦の人へ
預ける高いること書とする書の内

天人[illegible]文政六年正月源[illegible]
[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan